

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

愛知県医労連12春闘速報18

発行 2012年5月14日 愛知県医労連・西尾書記長
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

5局長通知を職場で活かそう

5局長通知愛知県の取り組み “医療労働専門相談員”を配置

愛知県労働時間課と企画委員会の進捗状況について3回目の懇談を行いました。企画委員会は10/26, 12/14, 2/8と開催し研修会も開かれ9病院のヒアリングを実施しています。以下は聞き取りの内容を紹介します。

研修会には150施設230人が参加 追加研修を6月に開催 内容は“法令遵守”を強調

企画委員会研修会は三河地域で3/14に開催し80人が参加、名古屋市内は3/15に開催し150人で合計230人が参加。約150施設が参加したので県内病院（333病院）約半数の参加。参加希望が多く100人は断ったため、同内容で6/7に追加開催を行い愛知県医労連の参加も呼び掛けられました。（*愛知県医労連もご招待されました）

研修会の内容は、ワークライフバランス以上に労働基準法「法令遵守」について労働調査会出版局の「病院、医院の労務管理実務—看護師等の「雇用の質」の向上をめざして—と「労働関係法のポイント」の教材などを用いて行った。この研修会資料は愛知県に新たに予算申請を行い了承され全参加者に配布した。

研修会のアンケートは75%～80%評価された。基本レベルから始めたため、一部すすんだ病院からは物足りなかったか。他に意見としては回数を増やして開催してほしい4月人事異動があるため、再度実施してほしいという声があった。法令を伝える目的は果たせたのではないかと考えている。

「医療労働専門相談員」を全国14名に配置

厚労省で新たに予算措置が取られ、「医療労働専門相談員」が全国14名、11の局に配置し東京、愛知は2名ずつ、大阪は1名配置された。本省で研修を行い4月から各局、愛知は時間課内に配置し、専属で重点的に取り組む。役割は医療機関から要望があれば出向いて支援を行い研修を行うことなどに対応していく。すでに1病院から企画委員会の研修会の内容について講師派遣要請があり対応をした。



今後の企画委員会の役割 県内9病院をヒアリングし事例集を作成予定

9病院で実施したヒアリングについて事例集を作りたいと考えている。そのためにもさらに調査が必要。良い取り組みを9病院からつかみ全体に広げていきたい。

今年度は事例をもとに法令をもっと深めたいと考えている。36協定を結んでいるか、36協定の主旨が理解されているか、「休日」とは0時から24時まであけなければいけないのだとか、労働時間を考え機能できているのか、について深めていきたいと考えている。(取り締まる意味ではなく、勤務表、タイムカードを直接みてほしいと要望を伝える)

他団体とよりよい関係を築きながら通知が実施される立場で愛知県としてすすめていきたい。第3、4半期にまた研修会を実施し300名の規模で実施していきたい。

愛知県医労連への要望

医労連さんは最大の組織であり情報量も持ち運動もすすんでおり、よりよい関係を築いていきたい。これからも引き続き面談を開催しご指導をいただきたい。佐々木司さんの2交代ルール書籍にも関心を持たれ4冊購入していただきました。

2011年6月17日、厚生労働省が看護職員の勤務環境改善を求め通知を出しました。日本医労連の5局長通知のパンフレットを読み合わせして職場で活かそう

看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みについて

厚生労働省の「通知」を職場の改善に活かしましょう!

2011年6月17日、厚生労働省は「看護師等の「雇用の質」の向上に関する院内プロジェクトチーム(院内PT)報告書」をまとめた。そして、通知「看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みについて」を発出した。

厚生労働省
副大臣
労働部次長
職業安定局長
職業安定課長
職業安定課
職業安定課長
職業安定課長

各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長
各府県労働局長

5局長通知が出たのは運動の成果

職場で活用しよう

看護職の勤務環境改善を求めた5局長通知が出たのは、看護職員の労働環境があまりに悪くて、早急な改善が必要であることを世に出してからのこと。日本医労連も関係団体からも、そしてもちろん私たち日本医労連の活動の成果が活かされてきた結果です。

2010年11月、第1回厚生労働大臣の府内での院内PTが開催されました。日本医労連も90分をわたってヒアリングを行い、院内PTの報告書には日本医労連の調査結果が活かされて採用されています。

「通知」をパンパンに職場で活用しましょう!

医労連

Q&A

通知のポイントは何?

A. 看護師の勤務環境があまりにも厳しいので、関係機関が協力しあって早急な改善をするように厚生労働省が呼びかけたことです。そして魅力的な職業とするための「職場づくり」「人づくり」「ネットワークづくり」など具体的にとりくむとしています。

「通知」から

看護職等は夜勤を含む交代勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、(中略)健康で安心して働ける職場を確保し、雇用の質を高めていくことが喫緊の課題。

「通知」から

看護業務は就労先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業となることを進めるためには、医療行政と労働行政が共通認識を持ち、関係者がそれぞれの立場で勤務環境の改善等に向けて可能なものから取り組み必要がある。

「通知」から

看護業務は就労先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業となることを進めるためには、医療行政と労働行政が共通認識を持ち、関係者がそれぞれの立場で勤務環境の改善等に向けて可能なものから取り組み必要がある。

具体的な内容では…その1

働き続けられる 具体的な対応策を求める。

「通知」は、結婚・出産・育児など生活上の理由で年約12万5千人(雇率11.2% 2010年日本看護協会)が離職する実態を指摘。そして、定着促進および雇防止に重点を置いた対策を求めています。

具体的な内容では…その2

労働時間の改善を求めている。

「通知」から

交代勤務等に伴う負担をできる限り軽減し心身の健康を確保することは、医療安全の点からも重要。

「通知」から

具体的な改善策として、交代制の運用上の工夫、所定時間外労働の削減等が考えられる。

「通知」から

複数を中心として月8日以内の夜勤体制を基本としつつ、十分な勤務時間の確保を含め、より負担の少ない交代制に向けた取組を着実に進めることが望まれる。

「十分な勤務時間」とは12時間以上、「負担の少ない交代制」とは16時間以上の長時間夜勤は課題ということ。

厚生労働省の「通知」をやって職場の改善を

どうやって使うの?

A. 各県や労働局に対しては、この「通知」を病院や関係団体に周知して改善をさせるよう求めます。そして、職場では改善の具体的な実行を求めいきます。交渉で要求実現! 私たち労働組合の出番です!

「通知」から

労使双方が協力し、労働時間等の設定の改善及びこれを通じた交代勤務の負担軽減に向けて、それぞれの現場の実態に即した取組を主体的に進めることが必要。

「健康に不安」が3分の2

「人手不足で仕事がきつい」46.1%が最多

自分の健康状態

病状が当てはまらず健康と健康に近い	3.1%
大変不安	11.3%
不安なし	1.0%
健康である	34.2%
健康に不安	50.5%

仕事を辞めたいと思う主な理由

人手不足で仕事がきつい	46.1%
賃金が安い	37.0%
思うように休暇が取れない	35.4%
夜勤が辛い	30.5%
思うような看護ができず仕事の満足度が低い	30.5%
職場の人間関係	21.1%
業務に負担がかかる	18.1%
医療事故が不安だから	16.8%
医療・看護の高度化についていけない	11.1%
その他	7.5%
回答なし	1.1%